

第3章 方法書及び準備書説明会の開催状況 並びに質疑等の概要及び見解

3.1 方法書説明会の開催状況並びに質疑等の概要及び見解……………	3-1
3.2 準備書説明会の開催状況並びに質疑等の概要及び見解……………	3-16

第3章 方法書及び準備書説明会の開催状況並びに質疑等の概要及び見解

3.1 方法書説明会の開催状況並びに質疑等の概要及び見解

1. 方法書説明会の開催状況並びに質疑

(1) 方法書説明会の開催状況

静岡県環境影響評価条例の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるための説明会を、浜松市内において3回開催した。聴講者数は、3回の合計でのべ20名であった。各会場における開催状況は、表3-1-1に示すとおりである。

表 3-1-1 方法書説明会の開催状況

	日時	場所	聴講者数
第1回	平成26年10月31日（金） 19時～	天竜区役所 2階 21・22会議室	9名
第2回	平成26年11月7日（金） 19時～	浜松市浜北文化センター 2階 第1・2会議室	6名
第3回	平成26年11月12日（水） 19時～	浜松市役所 北館1階 101会議室	5名

(2) 方法書説明会での主な質疑及び意見と回答状況

方法書説明会での主な質疑及び意見とその回答は、表3-1-2に示すとおりである。

表 3-1-2 方法書説明会での主な質疑及び意見と回答

分野	質問内容	回 答
環境影響評価 の手続き	意見書として提出された意見は公表されるか。	意見書として提出された意見については、意見に対する事業者の見解とあわせて公表します。
	意見書として提出された全ての意見が公表されるか。	重複しているものがあれば集約しますが、基本的にはすべて公表します。
事業計画	災害時における避難経路として複数のルートの方の計画の要望を出しているが、いつ頃反映されるか。	周辺の道路整備については、環境影響評価とは別段階として要望を整理し、回答します。
現地調査	方法書における集落の定義とは何か。	計画地近隣の住宅が集まっているところを集落としています。 中心から1～1.5kmの範囲が清掃工場からの排煙の影響がある範囲と想定しており、その範囲内の集落を調査地点として選定しました。
	調査地点は、集落に1地点ということか。	そのように考えています。
	調査地点追加の意見が出た場合は対応可能か。	意見書として提出されたものについては、必要性があれば追加は可能です。
	計画地周辺の拡幅予定の道路について環境調査は実施するか。	拡幅予定の道路については、環境調査は実施しません。
	もう少し範囲を広げて調査を実施してほしい。生活道路や日常生活における環境をもっと重視して計画を進めてほしい。	条例で要求されている範囲について環境影響評価を行うことを前提に調査計画を作成しました。

2. 方法書についての意見に対する事業者の見解

(1) 公告・縦覧の概要

静岡県環境影響評価条例の規定に基づき、方法書の公告・縦覧を実施した。方法書の公告・縦覧の概要は、表3-1-3に示すとおりである。方法書に対する意見の提出人数は3人であった。

表 3-1-3 方法書の公告・縦覧の概要

事 項	内 容
公 告 日	平成26年10月22日
縦覧期間	平成26年10月23日～平成26年11月22日
縦覧場所	浜松市環境部廃棄物処理施設管理課 浜北区役所区振興課 天竜区役所区振興課 下阿多古ふれあいセンター 亀玉協働センター 電子縦覧：浜松市ホームページ
意見募集期間	平成26年10月23日～平成26年12月6日
意見提出先	浜松市環境部廃棄物処理施設管理課
意見書の提出人数	3人

(2) 住民等の意見及び事業者の見解

方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解は、表3-1-4に示すとおりである。

表 3-1-4(1) 住民等の意見及び事業者の見解

意見書 番 号	意見内容	見 解
1	<p>三方原用水のトンネル直上が、新清掃工場等の建設予定地となっています。</p> <p>環境影響評価方法書には三方原用水への影響についての記述がされていないことから、三方原用水の利用者として、下記の2点を意見します。</p> <p>1 トンネル構造体への影響について 下記の影響を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中、建設機械の稼働による振動 ・工事中、土地改変に伴い生ずる、トンネルへの荷重への増減 ・供用後、工場から発生する熱や振動 <p>2 三方原用水の水質への影響について 下記の影響を検討して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中、土工事やコンクリート施工による、有害物質の地下水及び土壌への溶出 ・供用後、工場から発生する有害物質の地下水及び土壌への溶出 	<p>1 トンネル構造体への影響について 荷重や振動による三方原用水のトンネル構造体への影響については、今後実施する地質調査の結果をもって、敷地造成設計において十分配慮いたします。</p> <p>2 三方原用水の水質への影響について 水質への影響については、設計段階から工法や施行方法等を検討し、供用後においても影響のないよう十分配慮します。</p>
2	<p>県道熊小松天竜川停車場線沿いの区間は、天竜区阿多古地区、堀谷地区の生活用道路となっているため、資機材の運搬や、廃棄物車両の運行に伴う影響が心配されるので、負荷を分散させるためにも複数の運搬ルートを設定すべきと考える。あわせて4-101ページの現地調査計画の中の調査項目一地域交通の調査地点について次の3箇所を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道熊小松停車場線沿いの市上水道四大地配水地付近の交差点 ・県道熊小松停車場線と天竜長石線との交差点 ・県道熊小松停車場線と天竜紙板南線との交差点 	<p>1 運行ルートの設定について 関係車両の運行ルートの選定にあたっては、高速道路からのアクセス性や想定されるごみ収集エリアからの搬入量などを考慮し、県道熊小松天竜川停車場線をメインルートといたしました。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行ルートは、各地域からのアクセスを考慮し、複数ルートを設定しておりますが、工事関係車両のルートは1ルートのみを設定であることから、関係車両の分散を目的として、市道天竜長石線を工事関係車両の運行ルートとして設定します。</p> <p>また、運行ルートの一部区間において道路幅員が狭いことから、事業実施に先立ち、道路管理者へ道路の拡幅等の整備についての調整を図って参ります。</p>

表 3-1-4(2) 住民等の意見及び事業者の見解

意見書 番 号	意見内容	見 解
2		<p>2 現地調査地点について</p> <p>地域交通の現地調査地点につきましては、地域交通の現況を把握するための代表地点として選定しています。</p> <p>なお、ご意見頂きました調査地点については、環境影響評価においては追加いたしません。一般交通への安全確保の観点から、工事中及び供用時に別途交通量等の調査を実施するよう検討いたします。</p>
3	<p>アクセス道路整備計画に対する意見</p> <p>市道天竜紙板南線を北上して谷を下り天竜小堀谷紙板線から当該地への接続をするようだが、通過する紙板集落は谷底地であり急勾配の坂路の上り下りを伴うこととなる。当然通過車両の騒音、排ガス被害は大きく閑静な谷間集落の生活習慣並びに耕作に対する悪影響が懸念される。又、天竜紙板線の整備も前提としているようだが、急峻で狭隘な沢筋小道をわざわざ長石集落や紙板集落に悪影響を与える高規格道路とする必然性を理解できない。そもそもこのアクセス道路整備計画は地元民が事業者側に再三の説明を求めたがこれまでされず、当方法書で初めて公開された事実である。この方法書の構成やしくみを理解出来ないでいる地元住民の多くはこの道路計画の存在自体を知らぬことを申し添える。</p>	<p>関係車両の運行ルートについては、新たな道路開発は行わず、現道を最大限活用することを基本方針として、メインルートとサブルートを選定いたしました。</p> <p>運行ルートに利用する周辺道路の整備に関しては地域全体の課題であることから、今後、周辺自治会や周辺住民及び道路管理者との協議を進めていきます。</p>

表 3-1-4(3) 住民等の意見及び事業者の見解

意見書 番 号	意見内容	見 解
3	<p>以上を踏まえ、閑静な谷間集落の良好な生活環境を保全し、天竜奥三河国定公園の素晴らしい里山景観や動植物の多様性並びに環境に影響が少ないであろうアクセス道路のありかたについて以下に意見する。</p> <p>1) 主要廃棄物運搬車両は県道熊小松天竜川線の整備計画を延長し杉峠付近から市所有地にいたり敷地内道により施設へアクセスする。(国定公園外道路の整備)</p> <p>2) 北遠地域廃棄物運搬車両は主要地方道天竜東栄線の青谷新明宮北200mの両島地区から西に向かう林道を拡幅整備して市所有地にいたり敷地内道により施設へアクセスする。(国定公園外道路の整備)</p> <p>3) サブルートとして、廃棄物運搬車両の通行と施設建設工事時の利便性や直近住民の日常生活行動の利便性及び周辺住民の災害時における堅牢当該施設への避難道路として、天竜長石線の長石寺東南東300mより北へ向かう林道を拡幅整備して平坦尾根を北東に向かい小堀谷紙板線を橋梁横断して施設へアクセスする道路を新規整備する。</p>	

(3) 方法書についての市長及び県知事の意見とそれに対する事業者の見解

①市長意見及び事業者の見解

方法書に対する浜松市長の意見及び事業者の見解は、表 3-1-5 に示すとおりである。

表 3-1-5 市長意見及び事業者の見解

	市長意見	事業者の見解
全般的事項	<p>(1) 当該事業による環境影響を可能な限り小さくするよう配慮するため、調査によって得られた知見、専門家等からの情報・意見を、環境影響評価に十分に反映させること。</p> <p>(2) 追加の調査等の必要が生じた場合は専門家の助言を求め、選定した評価項目・手法を見直し、柔軟に対応すること。</p> <p>(3) 選定した環境影響評価の各項目に係る調査及び必要に応じて実施した調査の計画や結果は、調査実施計画書や準備書において詳細に記載すること。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、専門家や各種団体等からできる限り多くの情報・意見を得つつ、必要に応じて評価項目・手法を見直し、追加調査及び予測・評価を行うなど、適切に対応します。</p>
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	<p>(1) 大気環境 微小粒子状物質 (PM2.5) について、予測に関して一般的な手法が確立されていないため、評価項目として選定しないとあるが、近年注視されている環境指標であり、現地調査を実施すること。</p> <p>(2) 水環境 前述したように、当該事業実施区域は重要な水資源を有する。クロウズドシステムにより雨水以外の排水はないため、評価項目として選定しないとしているが、造成による表層水の増加や水質の変化が考えられるため、工事終了後も水質調査を環境影響評価項目として取り上げること。</p> <p>(3) 動物・植物・生態系 当該事業実施区域を詳細に調査した既存資料は少ないため、調査手法、調査時期、調査ルートを選定において、専門家の助言を得るなどして補足すること。</p>	<p>(1) 大気環境について 微小粒子状物質 (PM2.5) については、環境大気調査地点において、大気質の現地調査の中で現地調査も行い、現況の把握に努めるとともに、供用時において継続して現地調査を実施します。</p> <p>(2) 水環境 水環境の調査については、施設の存在供用時における水環境の変化を監視することを目的として、土地又は工作物の存在及び供用時における水の濁りを環境影響評価項目として選定します。 なお、河川の流況については、造成前の地形を考慮し、集水域を大きく変更しないよう計画するなど、環境影響がないよう基準等に基づき適切に調整池を設置します。</p> <p>(3) 動物・植物・生態系 動物・植物の現地調査については、できる限り地域に精通した専門家等からの助言を得つつ実施します。</p>

②知事意見及び事業者の見解

方法書に対する知事の意見及び事業者の見解は、表 3-1-6 に示すとおりである。

表 3-1-6(1) 知事意見及び事業者の見解

		知事意見	事業者の見解
I 全 般 的 事 項		1 当該事業による環境への影響を可能な限り小さくするため、調査結果や専門家からの指導及び助言を、予測・評価に十分に反映させること。	事業の実施による環境影響の予測及び評価の実施に際しては、調査結果及び専門家の助言等を十分に踏まえて行います。
		2 方法書において選定した環境影響評価項目に係る調査計画は、調査実施計画書に詳細に記載すること。	方法書において選定した環境影響評価項目に係る調査計画は、方法書の公表以降の検討内容を考慮して、より具体的に調査実施計画書に記載致します。
		3 環境影響評価の実施中に環境への影響を及ぼす新たな事実が判明する等、追加調査の必要が生じた場合は、専門家の指導及び助言を求め、評価項目及び調査手法について検討し、調査・予測・評価を行うこと。	追加調査の必要が生じた場合は、速やかに県当局に報告するとともに、専門家の意見等を参考に、環境影響評価項目及び調査手法等について検討し、必要に応じて追加調査、予測及び評価を実施します。
		4 事業計画及び環境影響評価の内容が住民、周辺施設、関係機関等に十分に理解されるよう、準備書の縦覧場所、意見募集概要、説明会の開催場所、回数、日時等について周知を図ること。	準備書の縦覧場所、意見募集概要、説明会の開催場所、回数、日時等について、浜松市のホームページ及び浜松市広報により周知を図ります。
II 個 別 事 項	1 大 気 環 境	(1) 大気質 ア 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、大気質の調査地点の追加等を検討すること。	調査実施計画書において、資材等運搬車両（工事関係車両）の主要な運行ルートの追加変更を行いました。追加した運行ルートは、廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）と同様のルートです。 調査地点については、既に廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）を対象とした地点が設定されておりますので、当該地点を調査地点として使用します。 調査項目については、追加した資材等運搬車両（工事関係車両）の主要な運行ルート沿道の調査地点に「粉じん（降下ばいじん）」を調査項目として追加しました。

表 3-1-6(2) 知事意見及び事業者の見解

		知事意見	事業者の見解
II 個別事項	1 大気環境	イ 廃棄物運搬車両の搬入・搬出ルートにおいて、走行車両台数の増加等により影響が及ぶおそれのある場合は、大気質の調査地点の追加等を検討すること。	想定される廃棄物運搬車両の走行台数が大幅に増加する等、車両の走行に係る大気質への環境影響要因が大幅に変更となった場合には、必要に応じて調査地点の追加等の検討を行います。
		(2) 騒音・振動 ア 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、騒音、振動についての調査地点の追加等を検討すること。	調査実施計画書において、資材等運搬車両（工事関係車両）の主要な運行ルートの追加変更を行いました。追加した運行ルートは、廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）と同様のルートです。 調査地点については、既に廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）を対象とした地点が設定されておりますので、当該地点を調査地点として使用します。
		イ 地上気象調査結果を踏まえ、騒音、振動についての調査地点の追加等を検討すること。また、調査日の気象条件等による影響を考慮した複数回の調査実施等を検討すること。	地上気象調査結果を踏まえ、必要に応じて、騒音及び振動についての調査地点の追加等を検討します。 また、調査日の気象条件等による影響を考慮して、特異な気象状況（降雨時、強風時等）の日を避けて、調査日を設定します。
		(3) 臭い 調査時期及び回数について、2季（夏季・冬季）に1回ずつとしているが、地上気象調査結果を踏まえ、調査日の気象状況等による影響を考慮した季別等複数回の調査実施を検討すること。	地上気象の調査結果を踏まえて地域の気象特性（風の強い時期等）を把握し、必要に応じて、調査時期及び回数の追加又は変更を検討します。
	2 水環境	(1) 水質 ア 対象事業実施区域には重要な水資源があることから、供用時における施設の存在による水の濁り及び水質汚濁（pH）等の水質への影響について環境影響評価を実施すること。	対象事業実施区域周辺の水資源に配慮して、供用時における施設の存在に伴う雨水排水による河川の水の濁り及び水質汚濁（pH）を環境影響評価項目として選定し、環境影響評価の対象とします。

表 3-1-6 (3) 知事意見及び事業者の見解

		知事意見	事業者の見解
II 個別事項	2 水環境	イ 排水先河川の水質への影響が懸念されるため、工事に伴う濁水やアルカリ排水の流出についての環境保全措置、自主的に設定する管理基準値及び基準値を上回る値が出た場合の対応について準備書に記載すること。	事業の実施による環境影響の予測の結果、土工事等の実施に伴う濁水及びアルカリ排水による影響が想定された場合、類似事例等を参考に環境保全措置の検討を行い、準備書に記載します。 また、自主的な管理基準を超過した際の対応についても、類似事例等を参考に検討を行い、準備書に記載します。
	3 動物・植物	(1) 共通事項 対象事業実施区域における調査結果を示した文献等が少ないため、調査箇所、調査手法、調査時期、調査ルート等の選定については、専門家に指導及び助言を求めた上で調査実施計画書に記載すること。	動物及び植物の現地調査計画について、現地調査実施前に専門家へヒアリングを実施し、調査地点の追加等を検討します。また、調査実施計画書には、現地調査実施前に、現地調査計画について専門家へのヒアリングを実施することを記載します。
		(2) 動物 ア 工事による既存の沢の水量の変化がもたらす水生生物への影響について、専門家に指導及び助言を求め、必要に応じ動物についての調査地点の追加等を検討すること。	水生生物（魚類、底生動物）の調査計画について、現地調査実施前に、専門家へヒアリングを実施し、調査地点の追加等を検討します。また、調査実施計画書には、現地調査実施前に、現地調査計画について専門家へのヒアリングを実施することを記載します。
		イ 現地調査の結果を踏まえ、希少種への影響を低減又は代償措置による環境保全について準備書に記載すること。	類似事例及び専門家の意見等を参考に環境保全措置を検討し、準備書に記載します。
		ウ 猛禽類調査について、調査範囲の北側及び南側では、複雑な地形状況から、現在計画している調査地点からの観察が困難であることが懸念されるため、専門家に指導及び助言を求め、猛禽類についての調査地点の追加等を検討すること。	猛禽類の調査計画について、現地調査実施前に専門家へヒアリングを実施し、調査地点の追加等を検討します。また、調査実施計画書には、現地調査実施前に、現地調査計画について専門家へのヒアリングを実施することを記載します。

表 3-1-6(4) 知事意見及び事業者の見解

		知事意見	事業者の見解
II 個別事項	3 動物・植物	<p>(3) 植物 現地調査の精度向上のため、シダ植物及び種子植物について「静岡県野生生物目録（2005年）」に掲載されていない種類が見つかった場合には、後日の検証のための標本を作製し、種を専門家に確認すること。</p>	<p>シダ植物及び種子植物について「静岡県野生生物目録（2005年）」に掲載されていない種類が見つかった場合には、標本を作製し、種を専門家に確認するよう努めます。</p>
		<p>(4) 生態系 造成により生じる法面等の緑化に用いる樹種等については、植物の現地調査結果を踏まえ、対象事業実施区域の植生や周辺樹林地との連続性に配慮し、使用する種や外来植物への対策等について準備書に記載すること。</p>	<p>緑化に用いる樹種については、現地調査結果を踏まえ、計画地周辺に自生する郷土樹種を参考に、樹種の選定を行います。また、外来種については、工事中における特定外来生物の工事区域外への持ち出し防止対策等を検討し、準備書に記載します。</p>
	4 景観	<p>郷土の景観の保全のため、当該施設及び緑化に用いた樹木により森林景観及び里山景観の連続性を遮断しないよう配慮した予測・評価を行うこと。</p>	<p>計画地の敷地面積の 20%以上の緑地率を確保する計画とし、周辺の森林景観及び里山景観との連続性の確保に努めます。また、緑化に用いる樹種については、現地調査結果を踏まえ、計画地周辺に自生する郷土樹種を参考に、樹種の選定を行います。</p>
5 人と自然の触れ合いの活動の場	<p>工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、主要な人と自然の触れ合いの活動の場についての調査地点の追加等を検討すること。</p>	<p>調査実施計画書において、資材等運搬車両（工事関係車両）の主要な運行ルートの追加変更を行いました。追加した運行ルートは、廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）と同様のルートです。</p> <p>調査地点については、既に廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）を対象とした地点が設定されておりますので、当該地点を調査地点として使用します。</p>	

表 3-1-6(5) 知事意見及び事業者の見解

		知事意見	事業者の見解
Ⅱ 個別事項	6 地域交通	<p>(1) 工事関係車両の新たな走行ルートを設定する場合は、その周辺状況や走行車両台数の増加等を踏まえ、地域交通についての調査地点の追加等を検討すること。</p>	<p>調査実施計画書において、資材等運搬車両（工事関係車両）の主要な運行ルートの追加変更を行いました。追加した運行ルートは、廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）と同様のルートです。</p> <p>調査地点については、既に廃棄物運搬車両の主要な運行ルート（サブルート）を対象とした地点が設定されておりますので、当該地点を調査地点として使用します。</p>
		<p>(2) 廃棄物運搬車両の搬入・搬出において、走行車両台数の増加等により影響が及ぶおそれのある場合は、地域交通についての調査地点の追加等を検討すること。</p>	<p>想定される廃棄物運搬車両の走行台数が大幅に増加する等、車両の走行に係る地域交通への環境影響要因が大幅に変更となった場合には、調査地点の追加等の検討を行います。</p>

③方法書についての県知事及び市長の意見に基づき方法書から変更した内容

県知事及び市長意見に基づく検討事項及び事業計画を含め、方法書から変更した内容は、表 3-1-7 に示すとおりである。また、詳細な箇所は図 3-1-1 に示すとおりである。

表 3-1-7 (1) 方法書から変更した内容

区分	変更事項	記載内容の概要		変更概要
		変更前 [方法書記載]	変更後 [準備書記載]	
事業の概要	計画施設の位置	「図 3-1-1 方法書から変更した箇所」変更前（左）参照	「図 3-1-1 方法書から変更した箇所」変更前（右）参照	計画施設全体の位置は、西側の沢の上流部の開発をできる限り避けて、北東側に移動させた。調整池の形状や法面の形状もこれに伴い変化している。
	アクセス道路の位置	同上	同上	アクセス道路は、西側の沢に配慮して、沢を横断または周辺部を迂回する事なく、尾根線上から計画施設に接続する計画とした。西側の沢中流部での道路による法面を出現させない事で、沢の周辺を現状のまま保全できる。
大気質	微小粒子状物質	大気の調査項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん（降下ばいじん）、ダイオキシン類、その他の有害物質（塩化水素、水銀）とした。	大気質の調査項目に、微小粒子状物質を追加した。	微小粒子状物質（PM2.5）は、事業実施区域周辺の 5 か所の環境大気調査地点において現地調査を行い、現況を把握した。
			一部の沿道の地点の設定と粉じん等の調査を追加した。	土地又は構造物等の存在及び供用時の事後調査計画において、大気質の調査項目に、微小粒子状物質（PM2.5）を調査項目に選定した。 工事中の運行ルート上での沿道での大気調査地点を配置し、項目に粉じん（降下ばいじん）等を追加した。
水質	水の濁り 水の汚れ	対象事業実施区域内で発生する生活排水及び施設排水は全てクローズドシステムにより外部に排出することはない。このため、項目として選定しない。	対象事業実施区域内で発生する生活排水及び施設排水は全てクローズドシステムにより外部に排出することはないが、雨水排水を外部に排出する事から影響が考えられる。	施設の供用時には、雨水排水を外部に排出する事から、土地又は構造物等の存在及び供用時の環境影響評価項目に水質（水の濁り・水の汚れ）を対象として予測・評価した。

表 3-1-7 (2) 方法書から変更した内容

区分	変更事項	記載内容の概要		変更概要
		変更前 [方法書記載]	変更後 [準備書記載]	
水質		—	<p>工事中には発生する濁水及びアルカリ排水の排水基準値を参考とした管理目標値を設定する。管理目標値を上回る場合は、防止対策の検討。中和処理等のアルカリ排水対策を検討する。</p>	<p>知事意見により、工事に伴う水質（濁水・アルカリ水）の自主的な水質の管理基準を設定した。管理基準を超過した場合の対応を具体的な水質の保全措置に加えて、記載した。</p>
動物 植物 生態系	専門家からの助言	<p>影響の程度を、科学的知見、類似事例及び専門家の意見等を参考に定性的に予測する。</p>	<p>影響が注目すべき種の生息地に及ぼす影響の程度を科学的知見、類似事例及び専門家の意見等を参考に定性的に予測した。</p>	<p>動物、植物及び生態系の予測、評価、環境保全措置の検討に対しては、専門家（各項目の個別のアドバイザー）に調査完了時及び予測、評価及び環境保全措置の検討段階でヒアリングを行い、助言を得た上で実施した。</p>
生態系	工事中における外来種への対策	—	<p>調査範囲内で特定外来生物の生育・生息は確認されていないが、工事区域外への外来植物の持ち出しを防止するため、工事用車両のタイヤを洗車する。外来植物の侵入が確認された場合は、除草等の適切な管理を実施する。創出した湿地環境や敷地内の緑地等に外来植物の侵入が確認された場合は、除草等を実施し、外来植物の定着を防止する。</p>	<p>工事区域外への外来植物の持ち出しを防止するための、工事用車両のタイヤ洗車、創出した湿地環境や敷地内の緑地等での外来植物の除草等を具体的な保全措置として記載した。</p>

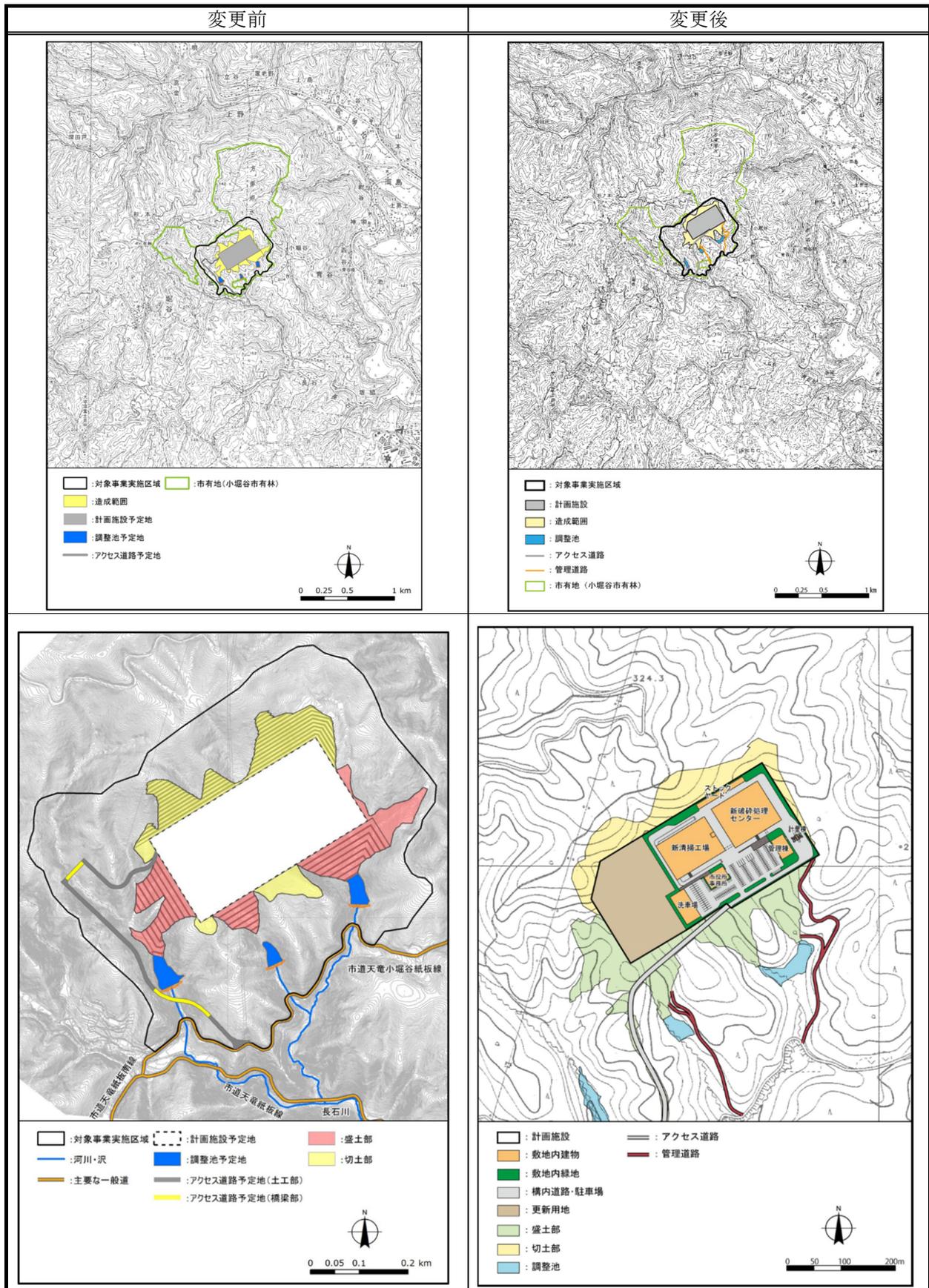


図 3-1-1 方法書から変更した箇所

3.2 準備書説明会の開催状況並びに質疑等の概要及び見解

1. 準備書説明会の開催状況並びに質疑

(1) 準備書説明会の開催状況

浜松市環境影響評価条例の規定に基づき、準備書の記載事項を周知させるための説明会を、浜松市内において3回開催した。聴講者数は、3回の合計でのべ29名であった。各会場における開催状況は、表3-2-1に示すとおりである。

表 3-2-1 準備書説明会の開催状況

	日時	場所	聴講者数
第1回	平成29年1月30日(月) 19時～	下阿多古ふれあいセンター (きずな館)	10名
第2回	平成29年2月3日(金) 19時～	二俣協働センター(ホール)	11名
第3回	平成29年2月7日(火) 19時～	鹿玉協働センター(ホール)	8名

(2) 説明会での主な質疑及び意見と回答状況

説明会での主な質疑及び意見とその回答は、表3-2-2に示すとおりである。

表 3-2-2(1) 準備書説明会での主な質疑及び意見

分野	質問内容	回 答
環境影響評価 の手続き	<p>清掃工場近傍に建設予定のテストコースによる複合影響も考えられる。</p> <p>環境影響評価は、清掃工場単独で実施されるのか。</p>	<p>知事意見で「両事業による複合的な影響について十分考慮すること」との意見が提出されているため、両事業者で情報提供を行う覚書を締結し、相互に情報を共有する体制を構築しています。</p>
事業計画	<p>清掃工場の温熱利用として、周辺地域への熱供給の構想はあるか。</p>	<p>本事業地周辺は住宅や施設等が少なく、非効率なため実現は困難ですが、余熱利用により地域の活性化に繋がるよう検討します。</p>
水環境 (水の濁り、水の汚れ)	<p>環境保全措置としてアルカリ排水対策の実施とあるが、工事時及び施設の供用に際し、現況値を上回らないように措置を行うということか。</p>	<p>沈砂池の設置やアルカリ排水対策等により影響の低減に努め、事後調査でモニタリングを行い、基準値を上回らないような対策を行うことを考えています。</p>
水環境 (地下水)	<p>地下水を環境影響評価項目に選定しなかった理由は。</p>	<p>本事業では、深層までの大規模な地下掘削工事は実施しないため、地下水に与える影響は小さいと判断しました。</p>
	<p>事後調査で地下水調査を実施してほしい。</p>	<p>審査会で協議し、必要ありとなれば、地下水調査を行います。</p>
動物	<p>環境保全措置として、「工事期間中において、工事影響のない類似環境等へ移設し」という表現があるが、何をどこへ移設するのか。</p>	<p>アズマヒキガエルの産卵場所が工事で改変される場合、卵塊等を類似環境や代替繁殖地に移設することを考えています。</p> <p>魚類は、調整池設置工事前に一時的に工事影響のない上流側等へ移設することを考えています。</p>
	<p>現在の生息場所が改変域に含まれていた場合は、恒久的に移設するのか。</p>	<p>改変域に含まれていた場合、工事時に保全対象種の一時的な移設を考えています。</p> <p>工事後は、産卵環境の再生等により生息・生育環境を改善させ、一部の植物は、恒久的な移設（移植）を考えています。</p>
動物・植物・生態系	<p>「工事の改変域の縮小」とはどの程度の規模を考えているか。</p>	<p>工事ヤードや仮設道路等を工事区域内におさめ、区域外に広げないという対策を考えています。</p>
	<p>可能な限りの対策をすれば動植物や生態系への影響は止まると考えてよいのか。</p>	<p>そのような考え方で進めています。</p>

表 3-2-2(2) 準備書説明会での主な質疑及び意見

分野	質問内容	回 答
地球環境 (廃棄物等)	発生残土を場外のどこで処分するかで工事車両による影響が変化するが、どう想定しているか。	発生残土量は、現在、敷地の高さ等を再調整しており、ほとんど残土が出ないような想定となっています。
電波障害	近隣地域への電波障害の影響は考えているか。	近隣地域を対象にした電波障害の予測結果では、影響は生じないと予測されています。
地域交通	工事関係車両が多くなると予測されるが、その他の開発事業の交通量も含めて考慮しているか。	工事関係車両や工事終了後の収集車の交通量も計算して道路整備をしており、現状より広い道路で工事が実施されると想定しています。

2. 準備書についての意見に対する事業者の見解

(1) 公告・縦覧の概要

浜松市環境影響評価条例の規定に基づき、準備書の公告・縦覧を実施した。準備書の公告・縦覧の概要は、表3-2-3に示すとおりである。準備書に対する意見書の提出はなかった。

表 3-2-3 準備書の公告・縦覧の概要

事 項	内 容
公 告 日	平成29年1月17日
縦覧期間	平成29年1月17日～平成29年3月2日
縦覧場所	浜松市環境部環境政策課 浜北区役所区振興課 天竜区役所区振興課 電子縦覧：浜松市ホームページ
意見募集期間	平成29年1月17日～平成29年3月2日
意見提出先	浜松市環境部環境政策課

(2) 準備書についての市長の意見とそれに対する事業者の見解

準備書に対する浜松市長の意見及び事業者の見解は、表 3-2-4 に示すとおりである。

表 3-2-4(1) 市長意見及び事業者の見解

	市長意見	事業者の見解
I 全 般 的 事 項	<p>準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書（以下、「評価書等」という。）において修正し、詳細に記載すること。</p>	<p>環境影響評価書での保全措置は、環境影響評価準備書で検討し、記載しておりました当初の保全措置に、さらに再検討を加えて、実施して有効と考えられる内容を追記しました。（本評価書「第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の結果」の「5.1 大気環境」、「5.2 水環境」、「5.4 動物」、「5.5 植物」及び「5-6 生態系」）</p> <p>また、今後作成予定の事後調査計画書においても、実際に保全措置の実施状況の確認や調査した結果、評価での基準値等や予測結果との乖離がみられた場合には、保全措置の効果等の検証とともに、原因を究明するとともに、状況に応じて必要となる保全措置を検討し、実施する旨を記載致します。（本評価書「第 7 章 事後調査に関する事項」）</p> <p>事後調査報告書では、工事の途中の段階や供用開始のできる限り早い段階で、調査した状況を報告して参ります。</p>
	<p>環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。</p>	<p>環境影響評価書の環境保全措置は、各分野の専門家からの助言の内容を反映させて作成しておりますが、実際に工事中や供用時では、環境保全措置の実施状況の確認や保全措置の効果を検証するとともに、さらに環境保全措置が必要な場合は、専門家の指導及び助言を受け、適正な保全措置を再検討した上で、実施する旨を記載致しました。（本評価書「第 7 章 事後調査に関する事項」）</p>
	<p>本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業であり、環境影響評価は市が実施し、施設の建設・運用は民間事業者が行うため、環境影響評価の結果が事業の実施に反映されるよう事業者を指導すること。また、施設計画等の決定後には評価書等に施設計画等を記載し、その内容を事後調査に反映させること。</p>	<p>本事業の施設の建設及び運用は、民間事業者が行いますが、廃棄物の搬入は浜松市が実施する事から、工事の施工や事業の運用の基本方針とともに、環境保全措置の実施は、本市が全面的に指導致します。また、事業者の選定にあたっては、保全措置の実施に向けて、基本的な条件を提示した上で、確実に実行できる事業者を選定して参ります。</p>

表 3-2-4 (2) 市長意見及び事業者の見解

	市長意見	事業者の見解
I 全般的事項	<p>対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。</p>	<p>本事業の工事着手の段階で施工の状況と調査結果より、新たな事後調査の実施が必要であると判断された場合には、事後調査を検討し、専門家の指導及び助言を受けた上、追加して実施する旨を記載しました。(本評価書「第7章 事後調査に関する事項」)</p>
	<p>道路の整備に当たっては、環境影響を回避・低減するよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、十分に配慮した設計・工法・環境保全措置を採用すること。</p>	<p>地域周辺の道路は、施設の供用に合せて浜松市が整備する区間も一部みられる事から、本事業に近接した区域において別途、環境保全措置を検討しています。その結果を実際の道路事業の設計等に反映させる方針で進めています。 (本評価書「第5章 対象事業に係る環境影響評価の結果」の「5.4 動物」及び「5.5 植物」)</p>
	<p>対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「(仮称) 青谷コース新設事業」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。</p>	<p>対象事業実施区域の近傍では、浜松市の環境影響評価の要件となっている「(仮称) 青谷コース新設事業」が現在計画中で、環境影響評価の手続きを進めている事は承知しています。事業者としましては、複合的な予測を実施できるように、情報を提供させていただいています。 「(仮称) 青谷コース新設事業」の環境影響評価準備書での複合予測の評価や保全措置を十分に勘案し、特に工事車両や供用時での関係車両が重なる箇所では、通過時間に配慮して、相互に支障が生じないように連絡を密にして事業を進める方針と致します。</p>

表 3-2-4(3) 市長意見及び事業者の見解

		市長意見	事業者の見解
Ⅱ 個別事項	1 水 質	<p>降雨時の濁水や工事中の排水により、水質への影響が生じないよう、適切な環境保全措置を検討し、評価書等において記載すること。</p>	<p>工事中に降雨等により発生する濁水や排水に対する保全措置は、濁水の発生を抑える適時のシート掛け、仮設排水路等を設置による造成区域内への侵入を防ぐ排水計画、発生した濁水やアルカリ排水に対しては、処理プラントの設置による対策を行う方針でいます。</p> <p>以上の環境保全措置は、環境影響評価書（本評価書「第5章 対象事業に係る環境影響評価の結果」の「5.2 水環境」）に記載しました。</p>
	2 動 物 ・ 植 物 ・ 生 態 系	<p>対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避、低減又は代償措置を実施すること。</p>	<p>影響予測の結果、施設の存在による影響が「影響は大きい」又は「影響は中程度」と予測された種は、本事業における保全対象種とし、工事の実施、施設の存在、排水の排出及び施設関連車両の走行に伴う影響を低減するために、環境保全措置を実施致します。</p> <p>工事の実施により生育・生息場所が改変され回避、低減することが困難な場合は、個体を類似環境への移設や移植による代償措置を実施致します。</p> <p>以上の環境保全措置は、環境影響評価書（本評価書「第5章 対象事業に係る環境影響評価の結果」の「5.4 動物」、「5.5 植物」、「5.6 生態系」）に記載しました。</p>
		<p>環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、移殖方法・時期・場所を決定すること。</p>	<p>施工区域内の生息が確認されている動植物のうち、一部の注目すべき種は、土地の改変によって消失する事が懸念されるため、他の適地への恒久的な移植や一時的な移設を実施する予定です。具体的には、対象種により、場所や時期等が異なりますので個別に専門家の指導を受けながら実施する方針とします。</p> <p>今後は、事後調査計画書で実施の詳細な内容を記載するとともに、具体的に移植を実施した経過を含め、詳細を事後調査で報告致します。</p>

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目

4.1 環境影響要因及び環境要素の把握	4-1
4.2 環境影響評価項目の選定	4-3

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目

4.1 環境影響要因及び環境要素の把握

1. 環境影響要因の把握

本事業の実施が周辺環境に及ぼす影響を明らかにし、環境影響評価の項目を選定する資料とするために、環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下、「環境影響要因」という。)を「工事の実施」及び「土地又は構造物等の存在及び供用」に大別して把握した。

本事業の実施により環境に影響を及ぼすと考えられる環境影響要因は、表4-1-1に示すとおりである。

表 4-1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事の実施	建設機械の稼働 工事用車両の走行 工事の影響
存在・供用時	土地又は構造物等の存在及び供用	施設の存在 排出ガスの排出 排水の排出 機械等の稼働 施設関連車両の走行

2. 環境要素の把握

環境影響要因の内容を参考に、当該環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境影響評価の項目」という。)を整理した。

本事業の実施により環境に影響を及ぼすと考えられる環境影響要因及び環境影響評価の項目との関連は表4-1-2に示すとおりである。

表4-1-2 本事業の実施に伴う環境影響要因及び環境影響評価の項目

時期	環境影響要因	環境影響要因の内容	環境影響評価の項目
工事の実施	建設機械の稼働	工事に使用する建設機械の稼働に伴う排気ガス、騒音及び振動の発生が考えられる。	大気質、騒音、振動 動物、生態系、温室効果ガス
	工事用車両の走行	工事資材等の工事用車両の走行に伴う排気ガス、騒音及び振動の発生が考えられる。また、動物との接触事故や周辺の地域交通の増加及びそれに伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への影響、並びに温室効果ガスの排出が考えられる。	大気質、騒音、振動、動物、人と自然との触れ合いの活動の場、温室効果ガス、その他(地域交通)
	工事の影響	土工事の実施に伴う土地の改変、粉じん等、濁水及び廃棄物の発生、並びに樹木の伐採が考えられる。	水質、土壤汚染、動物、植物、生態系、廃棄物、温室効果ガス
土地又は構造物等の存在及び供用	施設の存在	煙突等の焼却施設及び破碎処理施設の存在に伴う動植物の生息・生育環境及び景観の変化、日照阻害、光害並びに電波障害の影響が考えられる。	動物、植物、生態系、景観、日照阻害、光害、電波障害
	排出ガスの排出	煙突等の焼却施設及び破碎処理施設の稼働に伴う排ガス、悪臭の発生の影響、温室効果ガスの排出が考えられる。	大気質、悪臭、温室効果ガス
	排水の排出	雨水排水を外部に排出する事から水質及び周辺の水域に生息する動物への影響が考えられる。	水質、動物
	機械等の稼働	粉じん、騒音、低周波音、振動及び悪臭の発生、焼却残渣等の廃棄物等の排出、土壤汚染、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出、並びに夜間の場内照明の漏えいによる光害の影響が考えられる。	大気質、騒音、低周波音、振動、土壤汚染、廃棄物、温室効果ガス
	施設関連車両の走行	廃棄物等を運搬するための施設関連車両の走行により、排気ガス、音及び振動の発生が考えられる。また、動物との接触事故や周辺の地域交通の増加及びそれに伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への影響、並びに温室効果ガスの排出が考えられる。	大気質、騒音、振動、動物、人と自然との触れ合いの活動の場、温室効果ガス、その他(地域交通)

4.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定は、前項目で把握した環境影響要因及び環境影響評価の項目との関連を「静岡県環境影響評価技術指針」及び「浜松市環境影響評価技術指針」に基づき検討し、事業特性及び地域特性を勘案し、調査、予測及び評価を行う環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目と環境影響要因の関連は、表4-2-1に示すとおりである。

また、環境影響評価項目を選定した理由又は選定しなかった理由は、表4-2-2及び表4-2-3に示すとおりである。なお、本対象事業の特性から判断して環境影響評価の対象としなかった項目は、表4-2-4に示すとおりである。

1. 環境影響評価の項目と環境影響要因との関連

表4-2-1 環境影響評価の項目と環境影響要因との関連

環境影響要因の区分			工事の実施				土地又は構造物等の存在及び供用			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	既存構造物等の撤去	施設の存在	施設の供用		
大区分	中区分	小区分						排出ガスの排出	排水の排出	機械等の稼働
大気環境	大気質	二酸化硫黄					○			
		二酸化窒素	○	○		-	○			○
		浮遊粒子状物質	○	○		-	○			○
		粉じん等	○	○					○	
		その他の有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類他)					○			
	騒音・ 低周波音	騒音	○	○		-				○
		低周波音								○
	振動		○	○		-				○
	悪臭						○			
	局地風									
水環境	水質	水の濁り			○			○		
		水の汚れ			○			○		
		水温								
	底質									
地下水質				-						
土壌環境	土壌汚染				○				○	
	地形・地 質	重要な地形・地質			-					
		土地の安定性				-				
		土壌等の流出				-				
	地盤	地盤沈下								
		地盤の変形				-				
	水象	地下水								
湧水										
河川・湖沼・海況										
動物			○	○	○		○	-	○	
植物					○		○			
生態系			○		○		○			
景観						○				
文化財	指定文化財等				-				-	
	埋蔵文化財				-				-	
人と自然との触れ合いの活動の場			-	○	-	-	-	-	○	
地球環境	廃棄物等	一般廃棄物・産業廃棄物			○	-			○	
		建設発生土			○					
	温室効果ガス		○	○	○		○		○	
	オゾン層破壊物質									
日影及び 光害	日照阻害					○				
	シャドーフリッカー									
	光害					○				
電波障害					○					
放射線の量										
その他	地域交通			○					○	

注) 「○」: 環境影響要因が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する項目

「-」: 「浜松市環境影響評価技術指針(平成28年9月) 資料2 環境影響評価の項目の選定例(6-1) 廃棄物処理施設の建設」の標準的な項目及び地域特性、事業特性に応じて選定する項目に対して本対象事業では、環境影響評価の項目として選定しなかった項目(表4-2-2に選定しなかった理由を記載した)

2. 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由

(1) 工事の実施

表4-2-2(1) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
大気環境	二酸化窒素	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、二酸化窒素の排出が考えられる。
		工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、二酸化窒素の排出が考えられる。
		既存構造物等の撤去	×	事業実施区域内に撤去工事を必要とする既存の構造物は存在していない。
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、浮遊粒子状物質の排出が考えられる。
		工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、浮遊粒子状物質の排出が考えられる。
		既存構造物等の撤去	×	事業実施区域内に撤去工事を必要とする既存の構造物は存在していない。
	粉じん等	工事の影響	○	土地の造成工事により、土砂等が飛散し、粉じん等の影響が考えられる。
		工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、土砂等が飛散し、粉じん等の影響が考えられる。
	騒音	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、騒音の発生が考えられる。
		工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、騒音の発生が考えられる。
		既存構造物等の撤去	×	事業実施区域内に撤去工事を必要とする既存の構造物は存在していない。
	振動	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、振動の発生が考えられる。
工事用車両の走行		○	工事用車両の走行により、振動の発生が考えられる。	
既存構造物等の撤去		×	事業実施区域内に撤去工事を必要とする既存の構造物は存在していない。	
水環境	水の濁り	工事の影響	○	工事により、濁水の発生が考えられる。
	水の汚れ	工事の影響	○	コンクリート施工により、アルカリ排水の発生が考えられる。
	地下水質	工事の影響	×	深層までの大規模な地下掘削工事は実施しない。
土壌環境	土壌汚染	工事の影響	○	土工事等の実施に伴う残土の搬出により、汚染のおそれがある土壌の拡散が考えられる。
	重要な地形・地質	工事の影響	×	対象事業実施区域及び隣接地に重要な地形及び地質並びに特異な自然現象はない。また、約200m離れて小堀谷鍾乳洞があるが、影響を及ぼす要因は考えられない。
	土地の安定性	工事の影響	×	工事の実施に伴い堅固な基礎の上に段階的に盛土の施工を実施するため、周辺の土地の安定性に変化を生じる要因は考えられない。

表 4-2-2(2) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
土壌環境	土壌等の流出	工事の影響	×	工事に際し、切土や盛土法面となる箇所には、安定工や保護工を施しつつ行い、周辺の土壌等の流出を防止する事から影響はほとんどないと考えられる。
	地盤の変形	工事の影響	×	工事の実施に伴い地下水の揚水は実施しないことから、地下水の水位への影響はなく、地盤沈下や周辺地盤の変形を生じる要因は考えられない。
動物		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
		工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
		工事の影響	○	工事に伴う土地の改変により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
植物		工事の影響	○	工事に伴う土地の改変により、重要な種及び重要な植物群落への影響が考えられる。
生態系		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
		工事の影響	○	工事に伴う土地の改変により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
文化財	指定文化財 埋蔵文化財	工事の影響	×	対象事業実施区域内には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在しないため、項目として選定しない。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場	建設機械の稼働 工事の影響	×	建設機械の稼働位置は、事業実施区域内であり事業実施区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は立地していないため建設機械の稼働及び工事の影響はない。
		工事用車両の走行	○	資材等を運搬する工事用車両の主要な走行ルート上に、主要な人と自然との触れ合いの活動の場である県立森林公園の駐車場があるなど、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用者への影響が考えられる。
地球環境	一般廃棄物・産業 廃棄物	工事の影響	○	工事により、伐採樹木等の廃棄物の発生が考えられる。
		既存構造物等の撤去	×	事業実施区域内に撤去工事を必要とする既存の構造物は存在していない。
	建設発生土	工事の影響	○	工事により、残土の発生が考えられる。

表4-2-2(3) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
地球環境	温室効果ガス	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により、温室効果ガスの排出が考えられる。
		工事用車両の走行	○	資材等を運搬する工事用車両の走行により、温室効果ガスの排出が考えられる。
		工事の影響	○	土工事等の実施により、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源である樹木を伐採することから、温室効果ガス吸収量の減少が考えられる。
放射線の量		工事の影響	×	工事により放射線を放出する対象は発生しないと考えられる。
その他	地域交通	工事用車両の走行	○	工事用車両の走行により、周辺道路における交通状況（渋滞の発生）への影響が考えられる。

(2) 土地又は構造物等の存在及び供用

表4-2-3(1) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
大気環境	二酸化硫黄	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスにより、二酸化硫黄の排出が考えられる。
	二酸化窒素	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスにより、二酸化窒素の排出が考えられる。
		施設関連車両の走行	○	廃棄物運搬車両等の施設関連車両の走行により、二酸化窒素の排出が考えられる。
	浮遊粒子状物質	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスにより、浮遊粒子状物質の排出が考えられる。
		施設関連車両の走行	○	廃棄物運搬車両等の施設関連車両の走行により、浮遊粒子状物質の排出が考えられる。
	その他の有害物質 (塩化水素、水銀、ダイオキシン類)	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスにより、その他の有害物質（塩化水素、水銀、ダイオキシン類）の排出が考えられる。
	粉じん等	機械等の稼働	○	破碎処理施設の稼働により、粉じん等の発生が考えられる。
	騒音	機械等の稼働	○	焼却施設及び破碎処理施設の稼働により、騒音の発生が考えられる。
		施設関連車両の走行	○	廃棄物運搬車両等の施設関連車両の走行により、騒音の発生が考えられる。
	低周波音	機械等の稼働	○	焼却施設及び破碎処理施設の稼働により、低周波音の発生が考えられる。
	振動	機械等の稼働	○	焼却施設及び破碎処理施設の稼働により、振動の発生が考えられる。
		施設関連車両の走行	○	廃棄物運搬車両等の施設関連車両の走行により、振動の発生が考えられる。
悪臭	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる悪臭の発生及び焼却施設並びに破碎処理施設からの悪臭の漏えいが考えられる。	
水環境	水の濁り 水の汚れ	排水の排出	○	焼却施設及び破碎処理施設を含む対象事業実施区域内で発生する生活排水及び施設排水は全てクローズドシステムにより外部に排出することはしないが、雨水排水を外部に排出する事から影響が考えられる。
土壌環境	土壌汚染	機械等の稼働	○	機械等の稼働により、排出ガスに含まれる可能性が考えられる有害物質が、対象事業実施区域周辺へ飛散・沈降し、土壌へ蓄積する影響が考えられる。

表4-2-3(2) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
土壌環境	土地の安定性	施設の存在	×	施設は堅固な基礎の上に立地させるため、施設の存在により周辺の土地の安定性に变化を生じる要因は考えられない。
	土壌等の流出	施設の存在	×	施設周辺の切土や盛土法面となる箇所には安定工や保護工を施し、周辺の土壌等の流出を防止する事から影響はほとんどないと考えられる。
	地盤の変形	施設の存在	×	施設は堅固な基礎の上に立地させるため、施設の存在により、周辺地盤の変形を生じる要因は考えられない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	施設の存在	○	施設の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
		排水の排出	○	焼却施設及び破碎処理施設を含む対象事業実施区域内で発生するプラント排水はクローズドシステムにより外部に排出することはしないが、雨水の流入が想定される。
		機械等の稼働	×	施設での主要な機械の稼働は建屋内で行い、残地森林が残される事から影響はほとんどないと考えられる。
		施設関連車両の走行	○	施設関連車両が集中する箇所としては、主に施設内の道路であり、動物への影響が考えられる。
植物	重要な種及び重要な植物群落	施設の存在	○	施設の存在により、重要な種及び重要な植物群落への影響が考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系	施設の存在	○	施設の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
景観	主要な眺望点及び景観資源、並びに主要な眺望景観	施設の存在	○	施設の存在により、周辺地域における眺望点からの眺望に影響を及ぼすことが考えられる。
文化財	指定文化財	施設の稼働 施設関連車両の走行	×	対象事業実施区域内に近接する箇所には、文化財が存在しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	施設の存在 排水の排出 機械等の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの主要な人と自然の触れ合いの活動の場である小堀谷鍾乳洞までは、約200mあり、影響を及ぼす要因は考えられない。このため、項目として選定しない。
		施設関連車両の走行	○	施設関連車両の走行ルートに沿道に、主要な人と自然との触れ合いの活動の場である県立森林公園の駐車場があるなど、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。

表4-2-3(3) 環境影響評価項目の選定理由又は除外理由（土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	選定の有無	選定した理由又は選定しなかった理由
地球環境	廃棄物等	機械等の稼働	○	焼却施設の稼働に伴う焼却灰の発生及び破碎処理施設の稼働に伴う廃棄物の発生により、廃棄物処理への影響が考えられる。
	温室効果ガス	排出ガスの排出	○	焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる、温室効果ガスの排出が考えられる。
		機械等の稼働	○	施設の供用に伴うエネルギー消費により、温室効果ガスの排出が考えられる。
		施設関連車両の走行	○	廃棄物を運搬する施設関連車両の走行により、温室効果ガスの排出が考えられる。
日影及び光害	日照阻害	施設の存在	○	施設の存在により、対象事業実施区域周辺の住居への日照阻害の影響が考えられる。
	光害	施設の存在	○	施設の供用に伴う夜間照明により、対象事業実施区域周辺の生態系等への影響が考えられる。
電波障害	電波障害	施設の存在	○	施設の存在により、対象事業実施区域周辺の住居への電波障害の影響が考えられる。
その他	地域交通	施設関連車両の走行	○	施設関連車両の走行により、周辺道路における交通状況（渋滞の発生）への影響が考えられる。

表4-2-4 環境影響評価の対象としなかった項目（工事の実施・土地又は構造物等の存在及び供用）

環境影響評価の項目		環境影響要因の区分	対象としなかった理由
大気環境	局地風	工事の実施	局地風を発生させるような大規模な地形の改変や構造物の撤去工事は実施しない。
		土地又は構造物等の存在及び供用	局地風を発生させるような、高層の建築物や工作物は設置しない。
水環境	水温 底質	工事の実施	工事の実施にあたり、周辺河川の水温や底質に影響を及ぼす排水は行わない。
		土地又は構造物等の存在及び供用	土地又は構造物等の存在及び供用時には、周辺河川の水温や底質に影響を及ぼす排水は伴わない。
土壌環境	地盤沈下 地下水 湧水 河川・湖沼・海況	工事の実施	周辺の地盤沈下や地下水及び湧水に影響を及ぼす大規模な掘削工事や地下水の取水は行わない。 河川の流量に影響を及ぼす排水工事は行わない。また、事業実施区域の周辺には、湖沼や海は近接していない。
		土地又は構造物等の存在及び供用	土地又は構造物等の存在及び供用時には、周辺の地盤沈下や地下水及び湧水に影響を及ぼす地下水の取水は行わない。 河川の流量に影響を及ぼす排水は行わない。また、事業実施区域の周辺には、湖沼や海は近接していない。
地球環境	オゾン層破壊物質	工事の実施	オゾン層破壊物質に関係する工事は実施しない。
		土地又は構造物等の存在及び供用	土地又は構造物等の存在及び供用時には、オゾン層破壊物質の対象品目は、処理対象物として扱わない。
日影及び光害	シャドーフリッカー	工事の実施	工事に伴い、シャドーフリッカーに関する設備は設置しない。
		土地又は構造物等の存在及び供用	土地又は構造物等の存在及び供用時にはシャドーフリッカーに関する設備は設置しない。